

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 81 号

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「又は課長補佐」を「、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長」に改める。

第3条第5項中「庶務係長及び知恵産業推進係長」を「担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長」に改める。

第4条第4項本文中「庶務係長又は知恵産業推進係長」を「担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同項ただし書中「研究部長」の右に「又は担当課長」を加え、「庶務係長又は知恵産業推進係長」を「担当課長補佐、係長又は担当係長」に改める。

第6条中「研究部長」の右に「、担当課長」を加え、「、課長補佐」を「、担当課長補佐」に、「庶務係長、知恵産業推進係長」を「係長、担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)